

七戸町ふるさと自慢わがまちCM大賞制作事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森朝日放送株式会社（以下「ABA」という。）主催の「ふるさと自慢わがまちCM大賞」に応募する作品を制作するための経費に対して、七戸町ふるさと自慢わがまちCM大賞制作事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、七戸町補助金等の交付に関する規則（平成17年規則第42号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金は、ふるさと自慢わがまちCM大賞に応募するための作品を制作する団体（町内に活動拠点を置く）に交付する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象経費は、第1条の規定による応募作品の制作に係る費用（1,000円未満の端数があるときは当該額を切り捨てた額）とする。

2 補助金の上限額は、予算の範囲内とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、七戸町ふるさと自慢わがまちCM大賞制作事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 作品の企画書（絵コンテ等）
- (2) 作品の制作に係る収支予算書（様式第2号）
- (3) その他町長が必要と認めた書類

(関係書類の審査及び審査基準)

第5条 申請のあった関係書類の審査は、町長が行うものとする。

2 審査の基準は、次に定めるものとする。

- (1) 町の魅力等を表現したもの
- (2) 人権を守り、人格を尊重するもの
- (3) 個人や団体等の名誉や信用を損なわないもの
- (4) 社会道徳、善良な風俗を害さないもの等

(補助金の交付の決定及び決定の通知)

第6条 町長は、第4条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類等を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金の交付の申請者に七戸町ふるさと自慢わがまちCM大賞制作事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、前条の規定による補助金の交付額の決定後、補助金を請求するときは、七戸町ふるさと自慢わがまちCM大賞制作事業費補助金請求書（様式第4号）を提出するものとする。

(計画の変更等)

第8条 補助金の交付の決定の通知を受けた者は、交付申請書に記載した内容を変更又は事業を中止しようとするときは、七戸町ふるさと自慢わがまちCM大賞制作事業変更(廃止)承認申請書（様式第5号）

により速やかに町長に届け出なければならない。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 町長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 町長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変、その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 申請者がその責に帰すべき事情によらないで補助事業を遂行することができない場合

(実績報告)

第10条 申請者は、事業が完了したときは、ABAが開催する審査発表会の日から起算して30日以内に、七戸町ふるさと自慢わがまちCM大賞制作事業完了(廃止)実績報告書(様式第6号)を次の書類を添付し町長に提出しなければならない。

(1) 作品の制作に係る収支決算書(様式第7号)

(2) 制作費の領収書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 町長は、事業の完了又は廃止に係る事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業が適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、七戸町ふるさと自慢わがまちCM大賞制作事業費補助金確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。